随意契約結果表(委託等契約)

所属名	働く人・働き方支援課
契約締結年月日	令和８年１１月１１日
契約者名	株式会社 Louvy
契約名	仕事と子育ての両立に関する実践モデル構築・発信業務委託
契約金額 （税込み）	３，３２４，２００円
随意契約理由	本業務は、先行事業（仕事と子育て両立推進に係る調査・分析業務）において把握した仕事と子育ての両立に関する課題及び分析結果を踏まえ、山梨県庁及び県内企業において、制度運用、業務の進め方、職場内のコミュニケーション等の改善に向けた実証を行い、その効果を検証するとともに、県内企業が自社で活用できる両立支援モデルとして整理するものである。 本事業を効果的に実施するためには、先行事業における一連の取組を通じて蓄積された知見や、先行事業の成果物のみでは把握することが困難な現場の課題認識を活用するとともに、先行事業における調査・分析の視点・考え方及びカウンターパートとの関係性を十分な形で継続させることにより、一貫した視点で実証及び効果検証を行う必要がある。 株式会社 Louvy は、先行事業の受託者として、調査・ヒアリングを通じ、各組織の実情や関係者の課題認識を把握するとともに、本事業の実証及び効果検証に必要な知見とカウンターパートとの関係性を蓄積・構築している。これらの知見や関係性を活用することにより、先行事業で把握した課題を的確に実証へ反映し、その成果を一貫した視点で検証することが可能である。 以上のことから、本事業の目的を達成するためには、先行事業から継続して株式会社 Louvy に委託する必要があり、本契約の性質及び目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号により、同者と随意契約を締結するものである。
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号 山梨県財務規則第１３７条第３項